

平成 23 年度 都留市公立大学法人評価委員会（第 1 回）の審議要旨

日 時 平成 23 年 8 月 8 日（月） 13：30～15：40
場 所 都留市役所 3 階大会議室
出 席 者 大谷哲夫委員長、早川源委員、古屋俊仁委員、堀内光一郎委員、堀江照夫委員
事 務 局 高部政策形成課長、紫村政策形成課長補佐、鬢櫛、佐藤
説 明 者 加藤学長、椎事務局長、相川大学総務課長、重原大学学生課長、
小笠原総務課長補佐、藤本総務課長補佐、総務課高山副主幹、相川副主査

会議次第

- 1 開会
- 2 委員の紹介
- 3 委員長あいさつ
- 4 会議
 - (1) 議 事
 - ① 法人の業務実績に関する評価について
 - ② 財務諸表の承認にかかる意見について
 - ③ 利益処分 of 承認にかかる意見について（説明者）として
 - (2) その他
- 5 閉会

会議の概要

（午後 1 時 30 分開会）

- 1 開会
- 2 委員の紹介
- 3 委員長あいさつ
- 4 会議
 - (1) 議事（議長 大谷委員長）

議長より本日の議題の内容を説明

 - ①法人の実績に関する評価
 - ②財務諸表の承認にかかる意見
 - ③利益処分の承認にかかる意見

① 法人の業務実績に関する評価について

○ 法人が会議資料1及び追加資料2に基づき、業務の実績について説明。

○ 各委員からの意見等

1. 都留文科大学生は、大変能力の高い学生であると判断しているが、大きな大学との比較の中でその良さが外に見えていない。就職活動の際、正当な評価が受けられているのか不安である。企業に対し、大学の個性や強みを十分にPRし、それをしっかりと示さなければ、逆に弱みになってしまう。

学生の就職活動をサポートする体制として、しっかりとした大学のマーケティングが必要である。一般に分かるような大学の良さをPRする仕組みを確実に作り上げてほしい。

2. 法人化されたことで大学が変わったこと3つを上げてほしい。

[大学より回答]

(1) 教員の人事に関する指針の策定を行った。

(2) 教育方針に基づき、カリキュラム改定を行った。

(3) 学生の質の確保に当たり入学体制のあり方を検討している。

3. 就職率は目標値を大幅に下回る結果となっている。引き続き教員養成系大学を堅持しながらも、民間企業への就職指導についてさらなる努力と体制づくりが急務である。

4. 大学淘汰の時代の中、今後も魅力ある大学として学生を全国から募るために、将来を見据えた学部・学科の新設、再編、大学の組織見直しなど、今後も引き続き積極的な取り組みを期待する。

5. カリキュラムの改定について遅れていると判断する。教員の採用の状況変化に充分に対応できるようスピード感を持ってこれにあたってほしい。

6. 評価の評定にあたってはすべての項目の平均値ではなく、重点化した項目に加重平均して評価したほうが良いのではないか。

7. 教員採用、大学志望者数の数値はそれぞれ良好であるが、企業への就職率が低い。企業から見て魅力ある大学や学部であるか客観的な検討が必要である。

また、マニュアル化された就職活動が都内では行われているが、都留文科大学においても面接対応などきめ細かい指導が必要である。

8. 全ての授業において学生アンケートを行うのは当然である。先生を良い意味で評価する必要がある。また、その評価をどのように活用していくのか十分に検討していくべきである。

9. 危機管理については、大規模な災害がいつ起こるかわからない状況下において、大学が責任をもって学生、教職員等の生命を守れるよう、早急に危機管理マニュアルの見直しを行うことが必要である。さらに、ハラスメントによる人権侵害等への対応を強化し、日ごろから積極的な意識啓発に取り組むなど、教育・研究活動に安心して臨める全学的な危機管理体制の早急な整備が必要である。

10. 地域貢献においては、大学の持つ知的資源や人材を活用した地域貢献事業が多々見受け

られ、これには地域交流研究センターが深く関わっている。特に教員養成系大学としての知的資源を活用したSAT（学生アシスタントティーチャー）※₂事業については年々取り組み内容が充実され、学生の実践教育の場としても有効に活用されており、その成果の一つひとつが教員採用率の安定につながっているものと評価できる。

11. 事業報告書は、わかりやすく公表することに重点を置き、評価に至った判断状況を詳細に示すため、現状の実績値や過去の実績との比較、検討、見直し、問題点などを示す必要がある。また、今後自己評価結果に基づくPDCAサイクルの着実な実践により、これらの実践内容を明らかにし、目標達成に向けた取り組みを明らかにする必要がある。

○議長 評価項目の不明な部分等については、法人より説明を受けたことにより、その内容が明らかとなった。また、計画において目標値が設定されている事業において、数値が評価基準を下回っているにもかかわらず上位の評定と判断されたもの、また、本年度実績値が前年実績値を下回っているにも関わらず、評価が上がっているものについては、取り組みが滞っていることが原因でないことが明らかであり、今年度の取り組みの如何では、十分に達成可能であると判断されることから、現状の評価でよいとの判断としてよろしいか。

○委員 全員了承

○議長 全体評価であるが、本評価委員会の評価方法の特徴は次の2点である。

- 1 評価については、各項目を点数化し、それを大項目へ積上げる方式であること
- 2 法人の自己評価の結果を活用した間接評価の手法であること

法人より提出された自己評価による事業報告書では、総合的な全体評価として【標準】を意味する「B」となっている。

本日の説明からも明らかであるように、一部に進捗の遅れはあるものの、おおむね順調に推移していることから、法人の自己評価を尊重した評価として取りまとめることとしてよろしいか。

なお、委員の皆さんからの意見の評価結果報告書への反映、詳細な文言の調整については、委員長である私と事務局で調整することによろしいか。

また、評価結果書（案）については、後日各委員あて送付するので、確認いただき、承認をお願いしたいがよろしいか。

○委員 全員了承

② 財務諸表の承認にかかる意見について

○法人 会議資料2に基づき、財務諸表について説明。

○委員 特に意見なし。

○議長 この財務諸表については、採決を行い評価委員会の意見として、特に申し出る意見はないことをとしてよろしいか。

○委員 全員了承

③ 利益処分の承認にかかる意見について

○法人 追加資料3に基づき説明

○議長 法第40条第3項による承認の額については、「地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解」において、法人の当該事業年度における経営努力による生じた額であることとされ、本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合には、経営努力と認めないこととされている。これを踏まえ意見を求める。

○委員 追加資料3では本年度未執行したことによる剰余金が37,832,000円あることが分かる。これは、本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる経営努力と認められないと思われるため、185,599,380円のうち147,767,380円のみを法第40条第3項により承認する額とするべきではないか。

○議長 剰余金の使途の承認に関する評価委員会から市長に対する意見としては、平成22年度の剰余金185,599,380円については、そのうち147,767,380円を法人の経営努力による利益とし、この額を法第40条第3項により承認することが適正である旨市長に対して意見するというところでとりまとめてよろしいか。また、剰余金の使途の承認申請書を提出する際には、「地方独立行政法人法」及び「地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解」の趣旨を踏まえ、経営努力として認められる額がわかる資料を添付することを求める意見を付してよろしいか。

○委員 全員了承。

(2) その他

○事務局 今後の日程について報告

○評価結果（案）については、委員からの意見を踏まえ、委員長に諮りながら、文言等の調整

を行い、取りまとめを行う。取りまとめた評価結果については、原案として、法人へ通知し法人の意見を求めた上で、評価結果書として確定することとなる。その後、確定した評価結果書は、財務諸表の承認にかかる意見書、利益処分の承認にかかる意見書と併せて、市長へ報告すると共に、公表をする。

市長は、その報告書等を9月議会へ報告することとなっている。

○ 議 長 本日の議題はすべて終了したので、これをもって議事を終了する。

5 閉会

(午後3時40分閉会)